

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別背景ノート ネパール

バージョン1.0

2018年8月

目次

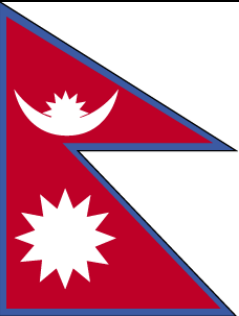
国別情報.....	3
1. 地理及び人口動態.....	3
1.2 地図.....	5
1.3 物理的地理.....	5
1.4 主な人口密集地.....	5
1.5 輸送リンク.....	6
2. 経済.....	6
3. 歴史.....	7
4. メディア及び遠隔通信.....	7
5. 市民権及び国籍.....	8
6. 公文書.....	8
7. 医療.....	9
保護請求との関連で鍵となる争点.....	10
8. 児童.....	10
9. 民族性.....	11
10. 人道状況（2015年の地震及び2017年の洪水との結びつき）.....	12
11. 政治的反対勢力／活動.....	13
12. 宗教の自由.....	14
13. 性的指向及び／又はジェンダー同一性.....	15
14. 人身売買及び現代的奴隷制度.....	16
15. 女性.....	16

国別情報

更新日：2018年8月16日

1. 地理及び人口動態

1.1.1. 地理及び人口動態の要点

正式国名	ネパール連邦民主共和国
面積	合計：147,181平方km（56,827平方マイル） 陸地：143,351平方km 水域：3,830平方km
国旗	
人口	29,384,297人（2017年7月推定）－3,100万人
首都	カトマンズ（Kathmandu）
他の主要な場所	「主な人口密集地」参照。
位置	インド（東部／南部／西部）と中国（北部）に囲まれている
言語	ネパール語（公用語）：44.6%，マイティリー語（Maithali）：11.7%，ボジュプリー語（Bhojpuri）：6%，タルー語（Tharu）：5.8%，タマン語（Tamang）：5.1%，ネワール語（Newar）：3.2%，マガル語（Magar）：3%，バジカ語（Bajjika）：3%，ウルドゥ語（Urdu）：2.6%，アワディ語（Avadhi）：1.9%，リンブー語（Limbu）：1.3%，グルン語（Gurung）：1.2%，その他：10.4%，指定なし：0.2% 2011年の全国センサスにおいて123の言語が母語として報告されていた。 詳しくは「エスノログ（Ethnologue）によるネパールの言語研究」を参照のこと。
民族集団	チェトリ（Chhettri）：16.6%，丘陵ブラーマン（Brahman-Hill）：12.2%，マガル（Magar）：7.1%，タルー（Tharu）：6.6%，タマン（Tamang）：5.8%，ネワール（Newar）：5%，カミ（Kami）：4.8%，イスラム教徒：4.4%，ヤーダブ（Yadav）：4%，ライ（Rai）：2.3%，グルン（Gurung）：2%，ダマイ／ドリ（Damai/Dholii）：1.8%，タクリ（Thakuri）：1.6%，リンブー

	(Limbu) : 1.5%, サルキ (Sarki) : 1.4%, テリ (Teli) : 1.4%, チャマール／ハリジャン／ラム (Chamar/Harijan/Ram) : 1.3%, コイリ／クシュワハ (Koiri/Kushwaha) : 1.2%, その他 : 19% 2011年の全国センサスにおいて125のカースト／民族集団が報告されていた。
宗教	ヒンドゥ教 : 81.3%, 仏教 : 9%, イスラム教 : 4.4%, キラント教 : 3.1%, キリスト教 : 1.4%, その他 : 0.5%, 指定なし : 0.2%

1.2 地図

1.2.1 国連地図：ネパール（2007年）

1.2.2 ペリー・カスタニエダ（Perry-Castañeda）地図コレクション：ネパール地図

1.3 物理的地理

1.3.1 他に注目すべき点

- 75%が山地である
- 次に挙げる4つの地帯が（東から西へ）国土をまたぐ：タライ（Tarai, 低い肥沃な平地），チュリア（Churia, 森林が多い山麓の丘），マハバラト（Mahabharat, 中部の山脈），グレートヒマラヤ（Great Himalayas）

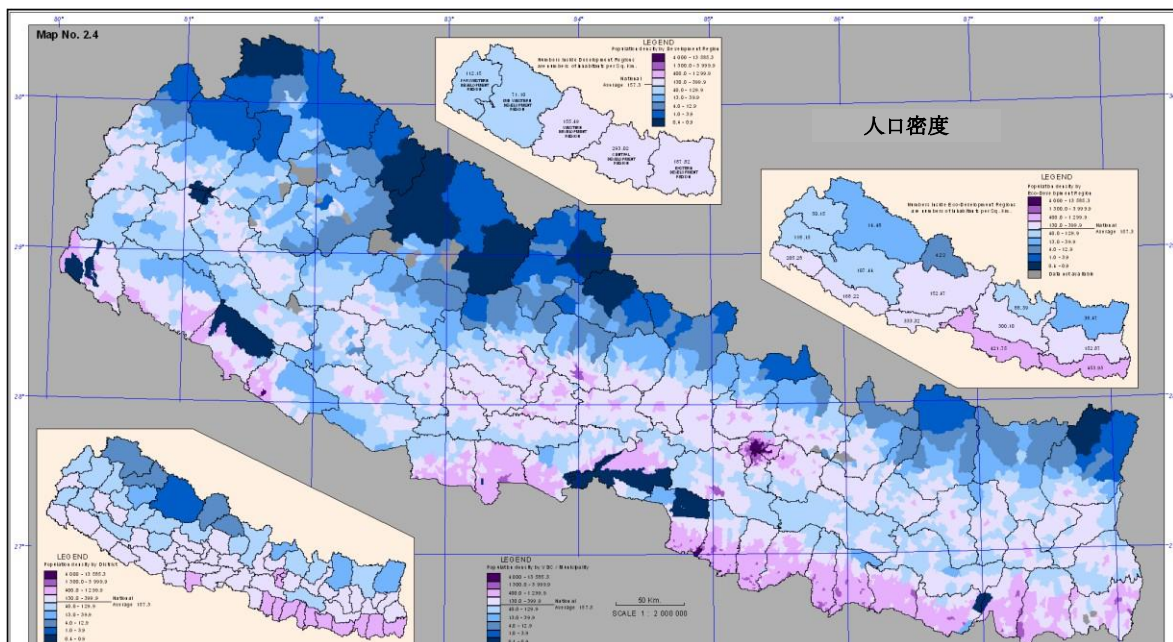
1.4 主な人口密集地

1.4.1 ネパールの主な町と都市、及びそれぞれの人口

カトマンズ	1,442,271	ダーラン (Dharan)	108,600	マヘンドラナガル (Mahendranagar)	88,381
ポカラ (Pokhara)	200,000	バラトプル (Bharatpur)	107,157	ヘタウダ (Hetauda)	84,775
パタン (Patan)	183,310	ジャナクプル (Janakpur)	93,767	マディヤプル・ティ ミ (Madhyapur Thimi)	83,036
ビラトナガル (Biratnagar)	182,324	ダンガルヒ (Dhangarhi)	92,294	トリユガ (Triyuga)	71,405
ビルガンジ (Birganj)	133,238	ブトワル (Butwal)	91,733	イナルワ (Inaruwa)	70,093

1.4.2 2011年時点で、全国平均人口密度は1平方km当たり180人であったが、2018年までに201.28人に増えた。

1.4.3 下記の地図では人口密度を地域別に示している（桃色／紫色は人口密度が高い地域、青色は人口密度が低い地域を表す）。



1.4.4 他に注目すべき点

- 総体的な人口密度はかなり低い。
- 人口の大部分は、南端のタライ地域の平野部に集中する部分と中央の丘陵地域の間でほぼ均等に分布する。

1.4.5 詳しくは以下を参照のこと。

- ネパール中央統計局（Central Bureau for Statistics）発行の「センサス情報ダッシュボード」

1.5 輸送リンク

- 1.5.1 道路の総延長は極めて少ない。主に山地と峡谷を通る小道のネットワークから成り、商業交通は川沿いを辿る。
- 1.5.2 2つの狭軌鉄道がアムレクガンジ（Amlekhganj）とラクサウル（Raxaul（インド））間、及びジャナクプル（Janakpūr）とジャイナガル（Jaynagar（インド））間を走っている。
- 1.5.3 ロイヤル・ネパール航空（Royal Nepal Airline）に加え、インド航空（India Airlines）がカトマンズからインド及び他の近隣諸国を結ぶ航空便を運航している。
- 1.5.4 43の国内空港があるが、全てが開業しているわけではなく、またネパールの航空安全記録は芳しくない。

2. 経済

2.1.1 経済面の要点

通貨	ネパールルピー
為替レート	1英ポンド = 143.53ネパールルピー（2018年7月）
1人当たりGDP	724.5米ドル（2017年） – 824.2米ドル（2017年）

2.1.2 他に注目すべき点

- 基本資材の輸入と、国産の林産物及び農産物の輸出への依存度が非常に高い。
- 国連人間開発計画（UN Human Development Programme）が作成した2017年の指数では187か国中145位であった。
- 国民の25%が貧困ライン以下で暮らしている。
- トランペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）が作成した2017年腐敗認識指数では180か国中122位であった。

2.1.3 詳しくは以下を参照のこと。

- ブリタニカ国際大百科事典：「経済」
- アジア開発銀行（Asian Development Bank）：「ネパール経済」
- CIAワールド・ファクトブック：「経済」

3. 歴史

3.1.1 主な時系列

1769年	独立君主制国家として建国
1996-2006年	内戦
2008年	共和国になった
2015年	画期的な憲法が可決され、世俗的国家として定義された

3.1.2 詳しくは以下を参照のこと。

- BBC：「ネパールのプロファイル－時系列」
- ブリタニカ国際大百科事典：「歴史」

4. メディア及び遠隔通信

4.1.1 メディア／遠隔通信の要点

国際ダイヤルコード	+977
インターネット・ドメイン	.np
放送メディア	3つの国営テレビ局に加え、全国及び地域のラジオ局がある。25の独立系テレビチャンネルが正 規に放送を行い、588のFMラジオ局がある。

4.1.2 他に注目すべき点

- 憲法と法律では言論及び報道の自由を定めており、政府は概してこれらの権利を尊重した。
- 政府はインターネットへのアクセスを制限又は妨害したり、オンラインコンテンツを検閲したりせず、また政府が私的なオンライン通信を適切な法的権限なしに監視しているという信憑性のある報告もなかった。

- 携帯電話加入件数は住民100人当たり111件である。
- 携帯電話受信可能範囲は75の郡全てを網羅している。
- 独立系メディアは活動的で、制限を受けることなく広範囲に及ぶ見解を表明するが、例外もいくつかあった。

4.1.3 詳しくは以下を参照のこと。

- 米国国務省（Department of State）：「国別人権実情報告書2017年版：ネパール」，2018年4月20日（セクション2）
- 一連の新聞及び雑誌：W3ニューズペーパーズ（W3newspapers），ネパールの新聞と新規サイト及びネパールの観光産業，ネパールの刊行物

5. 市民権及び国籍

5.1.1 UNHCRの報告によると、「ネパールでは、ネパール人の父親の子として生まれた子供はあらゆる状況においてネパール国籍を取得する。ネパール国内でネパール人の母親と外国人の父親の子として生まれた子供は帰化を通じて市民権取得を申請することができるが、ネパール国内に本籍地を有し、父親が有する外国の市民権を未取得であることが前提条件である。」しかしUNHCRが付け加えたところによると、2018年3月時点で、子供がこの帰化手続を通じて市民権を取得したという既知の事例はなかった。

5.1.2 2015年憲法では、子供の市民権は現在、母親又は父親を通じて付与できると認めているが、この規定にはいくつか制限がある。

5.1.3 詳しくは以下を参照のこと。

- 2063年ネパール市民権法（Nepal citizenship Act）（2006年）
- ネパール憲法（Constitution of Nepal）（2015年）（第2部：市民権）
- CEDAW（2018年2月20日）：「女性に対する差別に関する合同報告書」（「平等な国籍取得権のためのグローバル・キャンペーン」（Global Campaign for Equal Nationality Rights），「女性・法律・開発のフォーラム」（Forum for Women, Law and Development）及び他のNGOが提出）
- CEDAW：ネパール第71次事前準備作業部会（2018年3月12日～16日）による、第9条に関するテーマ別提出資料（女性が子に自分の市民権を与えることを先送りする場合の規定に対する制限に着目している）
- 米国国務省：「国別人権実情報告書2017年版：ネパール」，2018年4月20日（セクション2）

6. 公文書

6.1.1 市民権証明書は、ネパール人が土地を購入又は譲渡する場合；出生、婚姻及び死亡を登録する場合；銀行口座を開設し、少額融資を受け、事業を登録する場合；高等教育機関に入学する場合；旅券を取得する場合；障害者、寡婦又は高齢者向けの国家給付を受ける場合；そして軍隊、武装警察及び市民警察部隊に入隊する場合に必要となる。また、病気休暇や年金を提供する常勤雇用など、公式部門での雇用機会を利用する場合にも証明書が必要になる。

6.1.2 詳しくは以下を参照のこと。

- カナダ移民難民委員会（IRB：Immigration and Refugee Board）：「偽造書類の蔓延と入手可能性に関する情報請求に対する2016年8月の回答」
- オーストラリア外務貿易省（DFAT：Department of Foreign Affairs and Trade）の2016年4月の「国別情報報告書」（23頁）に、出生証明書、旅券及び偽造書類に関する情報が記載されている
- 米国国務省：「ネパールとの互惠関係に関する付表」

7. 医療

7.1.1 政府は基本的医療を児童にも成人にも無償で提供する。

7.1.2 詳しくは以下を参照のこと。

- 世界保健機関（World Health Organisation）：「国別保健プロファイル：ネパール」（2015年1月更新），「国別必須医薬品リスト：ネパール」（2009年版）及び「医療提供における医薬品：ネパール 状況分析」（2015年1月）
- ネパール政府公式ポータル：「ネパール国内の病院／養護施設リスト」（日付不詳）
- Medcalf A, Bhattacharya S, Momen Hほか編（2015年）：「全ての人々にとっての健康：普遍的健康保険の旅」，第5章「ネパール：一次医療，普遍的健康保険及び外国からの支援」
- 看護教育・実務ジャーナル（Journal of Nursing Education and Practice）：「ネパールにおける医療：観察に基づく大局観」，2016年9月5日
- 全米バイオテクノロジー情報センター（National Centre for Biotechnology Information）：「ネパールにおける国民健康保険政策：実施に向けた課題」，2015年8月21日

保護請求との関連で鍵となる争点

以下に挙げる争点は全てを網羅することを意図するわけではなく、むしろ保護請求に関連すると考えられる主なトピックをアルファベット順に挙げる程度である。

8. 児童

- 8.1.1 人口の42%が18歳未満である。ネパールは現在、5歳未満の児童及び母親の死亡率の劇的な低減に関するミレニアム開発目標の達成に向け、順調に進んでいる。
- 8.1.2 児童（女子を含む）の90%超が小学校に入学するが、1年生のうち70%しか5年生まで進級せず、5年生の過半数が前期中等教育レベルに達する前に退学してしまう。基礎教育（1年生～8年生）は無償かつ義務教育であるが、中等教育（9年生～12年生）は無償でも義務でもない。
- 8.1.3 児童は教育へのアクセスに対する障壁に直面し、例として一部の農村における中等学校の不足や、教科書や制服など通学関連費用が挙げられる。障害を持つ児童はさらなる障壁に直面する。
- 8.1.4 児童労働及び教育に関する統計

児童	年齢	割合（%）
労働	5～14歳	33.7
通学	5～14歳	91.7
通学と労働を掛け持ち	7～14歳	39.1

- 8.1.5 ネパールは児童労働に関する以下の国際条約を既に批准している。
- ILO（国際労働法）条約第138号、最低年齢
 - ILO条約第182号、最悪の形態の児童労働
 - UN CRC（子供の権利に関する条約）
 - UN CRC（武力紛争に関する選択議定書）
 - UN CRC（児童人身売買、児童売春及び児童ポルノに関する選択議定書）
 - 人身売買に関するパレルモ議定書
- 8.1.6 政府は既に、児童労働（最悪の形態の児童労働を含む）に関連する法律及び規制を定めている。しかし、児童労働から児童を適切に保護するためのネパールの法的枠組に格差が存在する。
- 8.1.7 ネパールでは多数の児童が煉瓦生産に従事しており、これは重量物の運搬、危険な機械の使用、極端な高温の中での作業など、危険有害な労働条件に児童を曝している。
- 8.1.8 児童に対する暴力は、性的虐待を含め、報告によると蔓延していた。複数のNGOによると、そうした報告が増加しており、部分的にその背景には意識の高まりもあるが、発生状況について信頼できる推定が存在しない。政府は児童虐待や児童に対する暴力に対応するための仕組みをいくつか設けており、例えば専用ホットラインや、75郡全てから代表者が参加する中央児童福祉委員会（CCWB：Central Child Welfare Board）などがある。

- 8.1.9 児童はネパールの国内と国外（インド、中東、アジア、サハラ以南のアフリカを含む）の双方で、営利目的の性的搾取のために人身売買されている。「人身売買」を参照のこと。
- 8.1.10 合意の上での性行為の最低年齢は16歳である。民法では強制結婚を禁じ、18歳から20歳の間での結婚については親の同意を要件としている。21歳以降での結婚は親の同意がなくても合法である。しかし、これらの規定をよそに、早期結婚又は強制結婚が依然、特に農村部で続いており、女子は多くの場合、持参金目当てで取引される商品としか見られていない。
- 8.1.11 男子や女子が通りで売春して生き延びているという報告や、未成年女子がダンスバー、マッサージパーラー、及びキャビンレストラン（一種の売春宿）で雇われているという報告があった。
- 8.1.12 詳しくは以下を参照のこと。
- この「国別背景ノート」のセクション13：「人身売買」及びセクション14：「女性」
 - 米国労働省（Department of Labor）：「最悪の形態の児童労働に関する所見 2016年版－ネパール」，2017年9月30日
 - 米国国務省：「国別人権実情報告書2017年版：ネパール」，2018年4月20日（セクション6：児童）
 - オーストラリア外務貿易省：「国別情報報告書－ネパール」，2016年4月21日（女子，教育）
 - ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）：「ネパール：新政府は権利の優先順位を決める必要がある」，2018年4月19日

9. 民族性

- 9.1.1 2017年8月23日、憲法草案（7州モデルを想定）が承認を求めて下院（House）から国民議会（Assembly）に提出されたが、社会から取り残された人々の集団を代表する国会議員は抗議を込めて退席した。暴力的デモや対立する住民間の暴力がテライ全域で勃発し、カイラリ（Kailali）で治安部隊や抗議者が死亡し、外出禁止令が出され、ネパール陸軍が出動する事態に繋がった。複数の報告によると、治安部隊は抗議への対応に不必要又は過剰な武力を行使した。この不安定な状況は次いで2016年2月まで続いた非公式なインドの貿易封鎖によって悪化し、その結果、地震に襲われたネパールで真っ先に必要な燃料、医薬品及び他の物品が著しく不足する事態となった。
- 9.1.2 ヒンドゥ教のカースト、仏教徒及び精霊信仰民族集団が単一のカースト階層を形成するが、民族的分裂は依然としてネパールでは敏感な問題で、民族的相違に関する議論は1991年まで違反行為であった。憎悪発言を刑事犯罪とする明確な法制はないが、社会的な正義と包摂、少数派コミュニティの包含に関連する規定が2015年憲法に盛り込まれ、少数民族の権利の認識は内戦終結以降、向上してきた。
- 9.1.3 カーストに基づく分離は禁止されているにも関わらず、実際には根強く続いており、ダリット（Dalit）を含め社会から取り残されたカーストの人々が他のカーストに属する相手と安全に結婚することや、他のカーストに属する人々が占有している信仰の場、公共空間、公的な食糧と水の源泉、教育施設及び住宅施設にアクセスすることの妨げになっている。

- 9.1.4 タル族の人々を含め、先住民族指導者に対する国家の代理人による激しい嫌がらせの報告も複数ある。牛の屠殺が刑事犯罪とされているため、牛肉を食することを文化的に重要視する先住民族の権利が損なわれてしまっている。
- 9.1.5 詳しくは以下を参照のこと。
- ネパールの市民団体から「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国連委員会」（UN Committee on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）宛の報告書及びネパール政府定期報告書第17号～23号（2018年4月23日～5月11日の第95次セッション：「ネパールにおけるダリットに対するカーストに基づく差別及び不可触」にて再検討予定）
 - 米国国務省：「国別人権実情報告書2017年版：ネパール」，2018年4月20日（セクション6：国籍／人種／少数派及び先住民族）
 - 国際学際研究ジャーナル（International Journal of Interdisciplinary Studies）：「ネパールにおける民族性、ステレオタイプ及び民族運動」，2013年12月15日
 - オーストラリア外務貿易省：「国別情報報告書－ネパール」，2016年4月21日（人種／国籍／民族性及び関心対象集団－様々なカーストに属する人々）
 - アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）：「世界の人権状況－ネパール 2017/18年版」，2018年2月22日
 - 人種差別の撤廃に関する国連委員会（CERD：UN Committee on the Elimination of Racial Discrimination）：「ネパール政府定期報告書第17号～23号（統合版）に関する最終所感」（CERD/C/NPL/CO/17-23），2018年5月29日

10. 人権状況（2015年の地震及び2017年の洪水との結びつき）

- 10.1.1 2015年4月25日，マグニチュード7.8の地震がネパールをカトマンズの北西のサムジュン（Lamjung）付近で襲い，続いて5月12日に7.3の地震がカトマンズの北東のシンドゥパルチョウク（Sindhupalchowk）郡とドラカ（Dolakha）郡の間で発生した。
- 10.1.2 どちらの地震も複数回の余震が続いて発生し，特にカトマンズ，ゴルカ（Gorkha），ラムジュン，シンドゥパルチョウク，ランタン（Langtang）及びエベレスト・ベース・キャンプ（Everest Base Camp）が最悪の被害を受けた。
- 10.1.3 合計8,000人余り又は9,000人近くが亡くなり，約20,000人が負傷した。学校，病院及び道路を含む重要インフラが損傷又は破壊された。約409,000軒の家屋が破壊，265,000軒が損傷し，数百万人がホームレスと化した。
- 10.1.4 申し立てによると，政府は再建プログラムにおいて富裕層を優遇しているが，それに関して，生存者は政府からの改築助成金を受給するには土地所有権証書を提出しなければならない。周縁化された地域は多くの場合，暮らしていた土地の所有権を証明することができない，又は地主に居住を正式に認知してもらうことができず，自宅を再建するための支援を否認されてしまっている。
- 10.1.5 被災者の大多数は依然，復興キャンプや村で暮らしている。
- 10.1.6 2017年6月から8月にかけて，モンスーンの季節に激しい洪水が推定170万人に被害をもたらし，65,000軒の家屋が破壊され，461,000人が移転を余儀なくされた。

10.1.7 詳しくは以下を参照のこと。

- アムネスティ・インターナショナル：「不平等の構築」，2017年
- ヒューマン・ライツ・ウォッチ：「ネパールにとっての教訓，死者を伴った地震の3年後」，2018年4月25日

11. 政治的反対勢力／活動

11.1.1 政治制度に関する要点

政府	連邦民主共和制
種類	二院制議会（下院（House of Representatives）及び国民議会（National Assembly））
国会議員を擁する主要政党	ネパール共産党毛沢東主義センター（CPN-MC：Communist Party of Nepal (Maoist Centre)） ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派（CPN-UML：Communist Party of Nepal-Unified Marxist-Leninist） 連邦社会主義フォーラム・ネパール（FSFN：Federal Socialist Forum Nepal） ナヤ・シャクティ党（Naya Shakti Party） ネパール会議派（NC：Nepali Congress） ネパール労農党（Nepal Workers Peasants Party） 国民戦線（RJM：Rastriya Janamorcha） 国民民主党ネパール（RJPN：Rastriya Janata Party Nepal） 国民民主党（Rastriya Prajatantra Party）
政治的要人	国家元首：議会により選出される大統領（総じて儀礼的）：ビドヤ・デヴィ・バンドリ（Bidhya Devi Bandhari） 首相：カドガ・プラサード・オリ（Khadga Prasad Oli）（CPN-UML所属）

11.1.2 他に注目すべき点

- 政治家（主要政党や比較的小さい主体性に基づく集団のいずれに属するかを問わない）はネパール社会の鍵を握る要素である。政治的所属は組織レベルと個人レベルの双方において、主体性の重要な側面である。
- 2013年に立憲議会（新憲法の起草を目的に設置）の全国選挙が行われ、これについて国内外の観測筋は本質的に信用性があり、自由で公正であったと評価した。
- 女性，不利な立場の人々又は少数派集団の代表者が両院に存在するよう要求される。
- 初の全国総選挙が2017年11月に行われた。
- 選挙結果

11.1.3 KG（現況の再検討）ネパールCG [2006] UKAIT 00076の国別指針事例（2006年8月14日に聴聞が行われ，2006年10月31日に発布）はネパールに関する従前のあらゆる国別指針事例に取って代わり，現在も存続しているが，その中で審判所

(Tribunal) は以下のような見解を示した。

「(中略) 上訴人がネパールにおいて当局から毛沢東主義者と認知されていることを理由に第3条に反する迫害或いは深刻な危害又は処遇を受けるという継続的リスクを示すことができるのは、例外的事例に限られると思われる」 (頭注2)

「同様に、ごく限られた事例に限り、或る人が地元地域において毛沢東主義者のせいでリスクに直面するという状況を示すことができるであろう。」 (頭注3)

「しかし、地元地域に戻ると(毛沢東主義者からの) リスクに曝されることを示すことができる人々(例えば実業家、産業主義者及び起業家)でさえ、概してカトマンズ市内に存続性のある国内移転の選択肢を得られるであろう。そうならないのは例外的事例に限られると思われる。」 (頭注4)

11.1.4 多様で競争的な政党が並んでいるが、近年、政治制度はかなり不安定な状況に直面してきた。1990年憲法とは異なり、2015年憲法には民族的系統に沿って結成された政党に対する制限を設けていない。2013年の選挙以前は政治的環境が不安定であったが、現在の活発な政治環境は多様な政党や意見を出す機会をもたらし、個人が或る政党の党員であることは、党員として特定される可能性や政治活動に積極的に取り組む能力と並び、概して尊重される。

11.1.5 王党派の国民民主党は、立憲君主制とヒンドゥ主義を中心に掲げ、2013年の選挙で一般投票の6%を獲得した結果、立憲議会の議席を24議席獲得した。

11.1.6 詳しくは以下を参照のこと。

- フリーダム・ハウス (Freedom House) : 「世界における自由2018年版 – ネパール」, <https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2018/nepal>
- カナダ移民難民委員会 (IRB) : 「民主テライ解放戦線 (JTMM : Janatantrik Terai Mukti Morcha) に関する起源、構成及び活動を含む情報請求に対する2016年9月の回答」
- カナダ移民難民委員会 (IRB) : 「ネパール共産党毛沢東主義派 (CPN-M : Communist Party of Nepal (Maoist)) , 統一ネパール共産党 (UCPN : Unified Communist Party of Nepal) , 及び共産主義青年連盟 (YCL : Young Communist League) から出された脅迫状に関する情報請求に対する2016年8月の回答」
- 全ての政党の名称及び象徴については「ネパール選挙管理委員会、政党リスト」を参照のこと。
- ネパール憲法 (2015年)
- 米国国務省 : 「国別人権実情報告書2017年版 : ネパール」, 2018年4月20日 (選挙及び政治参加)
- オーストラリア外務貿易省 : 「国別情報報告書 – ネパール」, 2016年4月21日 (政治的意見 - 実際の意見及び帰属的意見)

12. 宗教の自由

12.1.1 歴史的に、宗教的少数派コミュニティはネパール国内で宗教又は信仰の自由に対する政府による制限に直面したことがほとんどなく、社会的嫌がらせも稀であった。新憲法ではネパールを「世俗的国家」と定めているが、世俗主義について、「昔からの宗教と文化、そして宗教的及び文化的な自由を保護すること」と定義

- している。新憲法では個人の固有の宗教を告白し実践する権利を認めている。
- 12.1.2 憲法では他人を改宗させることを禁じ、また公共の秩序を乱す、又は公衆衛生、礼儀、及び道徳に反する宗教的振る舞いを禁じている。2017年8月、議会は新たな刑法を可決し、これは他人の改宗或いは他人の宗教、信条又は信仰を損ねる行為への関与に対する処罰を懲役6年から軽減して5年とするものである。新刑法（2018年8月に完全施行予定）では、相手のカースト、民族コミュニティ又は階級を問わず「宗教的感情」を言論又は文書いずれかの手段で傷付ける行為も刑事罰の対象としている。
- 12.1.3 法律では宗教団体の宗教機関としての登録又は公式認定を規定していないが、仏教徒の修道院は例外である。他の宗教集団は全て、土地を所有又は合法的に運営するには非政府組織（NGO）として登録しなければならない。
- 12.1.4 DFATの国別報告書での分析によると、概して、宗教的多様性と礼拝の場は尊重されている。
- 12.1.5 詳しくは以下を参照のこと。
- 米国国際宗教自由委員会（Commission on International Religious Freedom）：「年次報告書、ネパール編」－2017年版年次報告書、2017年4月26日
 - 米国国務省：「国際宗教自由報告書2017年版－ネパール」、2018年5月29日
 - オーストラリア外務貿易省：「国別情報報告書－ネパール」、2016年4月21日（宗教）

13. 性的指向及び／又はジェンダー同一性

- 13.1.1 同性同士の性的活動を刑事罰の対象とする法律はなく、また2015年9月の新憲法にはLGBTI者保護の概要を示す規定が盛り込まれており、これはゲイの権利を具体的に保護するという、アジアで初の規定である。
- 13.1.2 UNDPとUSAIDによる2014年の報告書での結論によると、「多様な性的指向又はジェンダー同一性（SOGI）の許容度は（中略）高いと捉えることができる。」逆に、同報告書の主張によると、「ネパールは総じて家父長制社会であり、多様な性的指向の人々を簡単には許容しない。」
- 13.1.3 2017年5月のILGAの報告によると、それまでの3年間、逮捕例はなかった。
- 13.1.4 LGBTI者は自分たちの権利を積極的に唱道し、LGBTI活動家はジェンダー少数派や性的少数派のための保護の増進に向けたさらなる法制を推進し続けた。
- 13.1.5 地元のLGBTI唱道団体によると、政府は教育、医療又は雇用の面でLGBTI者に平等な機会を提供せず、また一部のLGBTI者が特に農村部で、市民権の登録時に困難に直面していた。
- 13.1.6 DFATが2016年4月に公表したネパールに関する国別報告書での評価によると、「LGBTI者は、特に農村部で、当局や他の市民による嫌がらせに直面する可能性がある。同性同士の性的関係に対する一般社会の姿勢は依然、否定的である。とは言え、LGBTI者が家族、コミュニティ及び雇用主に打ち明け、差別されることができているという例も複数あるが、当人のジェンダー、カースト及び民族性も、これが実現する度合いを決定付ける役割を果たし得る。」
- 13.1.7 ヒューマン・ライツ・ウォッチは2017年8月11日の報告書の中で、ネパールを「全世界的なLGBTIの権利の案内役」と表し、続いてネパールのLGBTIコミュニ

ティのメンバーは嘗て「社会的汚染物」として公然と嘲笑されていたが、今では第三のジェンダーの認識を含め、社会的及び政治的権利を享受している、と述べた。「ネパールは如何にして全世界的なLGBTIの権利の案内役になったのか」を参照のこと。

13.1.8 詳しくは以下を参照のこと。

- CEDAW, 2018年2月6日：「インターセックス者に関連する性器切除、汚名及びいじめに関する短報」、NGOのStopIGM.orgからの提出資料
- 米国国務省：「国別人権実情報告書2016年版：ネパール」、2017年3月7日（セクション6：性的指向及びジェンダー同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待）
- ヒマラヤン・タイムズ（Himalayan Times）、2017年8月5日、「LGBTのカップルがネパールで初めて婚姻登録」

14. 人身売買及び現代的奴隷制度

14.1.1 政府は人身売買の排除に向けた最低標準を満たしていないが、達成に向けて多大な努力を行っている。

14.1.2 複数の報告が示唆するところ、ネパールでは200,000人余りが奴隷化されており、目的の例として性的搾取、強制労働、奴隷労働、家事奉公及び強制結婚が挙げられる。

14.1.3 詳しくは以下を参照のこと。

- 米国国務省：「人身売買報告書2018年版」（317頁）
- オーストラリア外務貿易省：「国別情報報告書－ネパール」、2016年4月21日（女性や少女の奴隷労働及び人身売買）
- 人種差別の撤廃に関する国連委員会：「ネパール政府定期報告書第17号～23号（統合版）に関する最終所感」、2018年5月29日

15. 女性

15.1.1 2015年憲法ではジェンダーに基づく差別を禁じ、女性の代表が議会に参加することを確保している。しかし、伝統的なステレオタイプや慣行に深く根差す家父長制の姿勢が依然存在し、女性は男性と同じ教育や雇用の機会を滅多に与えられない。

15.1.2 女性と少女は社会全体にわたり、自分の経済状態、カースト又は民族的地位に関係なく、強姦、性的虐待及び人身売買を含む多数の形態の暴力に対して脆弱である。

15.1.3 月経時の除外（月経中の女性に屋外の小屋で就寝するよう要求すること）は最高裁判所が禁じたにもかかわらず、僻地の村では未だに一般的な慣行である。報告によると、複数の女性がこの慣行が原因で亡くなっており、これは冬場に気温が氷点下まで下がり、小屋は断熱が不十分で暖房もないからである。2018年8月に導入される新法では、この慣習の強制により有罪とされた者を処罰することになる。

15.1.4 ネパールの法律では強姦を狭く定義しており、この犯罪に関連する制定法上の制

限は国際標準と比べ不十分である。事件は捜査又は訴追されないことが多く、警察は大抵、事件を非公式の司法機構に回す。

- 15.1.5 2009年ドメスティック・バイオレンス防止法（Domestic Violence Act）では被害者の補償と心理的処置を規定しているが、当局は概してドメスティック・バイオレンス事件を訴追しない。2012年に政府が行った調査での認定によると、女性の48%が人生のどこかの時点で暴力を経験したことがあると報告し、実行犯の大多数は当人に最も近い人物、特に身近なパートナーであった。
- 15.1.6 女性や少女に対する暴力は、女性の比較的乏しい健康状態、不確かな生計、及び不十分な社会的動員の原因とされる主要な要因の1つと考えられている。
- 15.1.7 離婚は実現が難しく、離婚した女性は社会的汚名を着せられる傾向にある。
- 15.1.8 包括和平合意（Comprehensive Peace Agreement）の締結から11年後、紛争時代に性的暴行を受けた生存者は、様々なサービス、司法制度及び賠償へのアクセスを得る際に障壁に直面し続けている。多くは汚名や拒絶を恐れて沈黙を保っている。
- 15.1.9 詳しくは以下を参照のこと。
- セクション12：「人身売買」
 - 国連女性機関（UN Women）ネパール事務所
 - ヒューマン・ライツ・ウォッチ：「ワールド・レポート2018年版」
 - CEDAW：「ネパール政府定期報告書第4号及び5号統合版（2010年）」
 - 「2016年CEDAW条約に関する市民社会交互報告書」
 - 「2018年CEDAW条約に関する第6次定期報告における市民社会からのセッション前シャドウレポート」
 - CEDAW, 2018年2月20日：「女性に対する差別に関する合同報告書」（「平等な国籍取得権のためのグローバル・キャンペーン」, 「女性・法律・開発のフォーラム」及び他のNGOが提出）
 - 米国国務省：「国別人権実情報告書2017年版：ネパール」, 2018年4月20日（セクション6：女性）
 - オーストラリア外務貿易省：「国別情報報告書－ネパール」, 2016年4月21日（女性）
 - 国連安全保障理事会（Security Council）：「紛争関連の性的暴力に関する事務総長報告書」（第87項）, 2018年3月23日
 - 国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC：International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies）：「災害時におけるジェンダー平等とSGBVからの保護に関する効果的な法律及び政策, 国別事例研究 ネパール編」, 2018年7月10日